令和元年度法調会

議　事　録

日　時　　令和元年６月２５日（火）１５時３０分～１７時１５分

会　場　　津地方法務局　３階大会議室

出席者（敬称略）

【津地方法務局】※以下，「法務局」と略記

局長	大手昭宏	
次長	岡本高至	
総務課長	正木開志	
首席登記官（不動産登記担当）	大築	誠
総括表示登記専門官	石元克司	
表示登記専門官	加倉井栄雄	
総務課長補佐	古和謙一	
庶務係長	古田豊実（司会進行）	

【三重県土地家屋調査士会】※以下，「調査士会」と略記

会長	古尾圭一	
副会長	濵田眞行	
副会長	有竹良行	
副会長	林	誠治
常任理事	野田秀敏	
常任理事	廣森貫氏	
常任理事	前田佳昭	
常任理事	岡本博人	

１　挨拶

(1) 法務局挨拶　大手局長

本日は御多忙のところ御参集いただきまして,誠にありがとうございます。令和元年度の法調会の開催に当たりまして，一言挨拶申し上げます。

はじめに，三重県土地家屋調査士会の皆様には，日頃から，登記行政を始めとする法務局の業務運営につきまして，格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対して，厚く御礼申し上げます。

この法調会は，当局と貴会との相互の連絡及び協調を図りながら，業務運営の合理化及び効率に関する諸方策について研究及び協議をして，法務行政及び土地家屋調査士業務を適正，円滑に実施していくことを目的として開催しているものであります。

折角の機会でありますので，私から二点程申し上げます。

まず，一点目は，従前からのお願いになりますけど，オンライン申請の利用促進についてであります。

これは電子政府を構築するという政府の方針に基づくものであり，その目的は国民の利便性の向上はもちろんですが，それと同時に登記所及び土地家屋調査士の皆様等，登記に係るものの事務の効率化を進めることにあります。

令和２年，来年の１月には全登記所において，Ｖ３０システムという次期登記情報システムが導入され，大幅な事務の効率化が期待されております。

当局におけるオンライン申請の利用率は，土地家屋調査士の皆様のご協力によりまして，年々格段の向上を果たしておりますが，更なる利用拡大に向けて会員の皆様に対してオンライン申請の目的，効果を呼びかけて頂く等，今後ともご協力をお願い申し上げます。

二点目は，表題部所有者不明土地の解消作業についてであります。

所有権の登記のない土地のうち，記名共有地や字持地等，いわゆる表題部所有者不明土地については，所有者探索に多大な費用や労力が必要であり，円滑な公共事業の実施や適切な土地の管理，隣接地との境界の確認について支障をきたしております。

そこで，その解消を図るべく本年５月２４日に表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が公布され，探索や登記に関する部分については公布の日から起算して六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるものとされております。

この法律に基づいて実施される解消作業については，登記官による所有者探索だけでなく，専門的知見を有する探索委員による調査も予定されております。

この委員の選任にあたっては，多くの場合，貴会に適任者の推薦をお願いする事となりますので，ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に，本日は限られた時間ではありますけれども，忌憚のない意見交換をしていただき，所期の目的が達成できるようお願いいたしまして，私の挨拶

といたします。　本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

(2) 調査士会挨拶　古尾会長

三重県土地家屋調査士会長の古尾でございます。

日頃は,当会の会務運営にご理解ご協力をいただきまして,また,業務多忙の中,法調会を開催していただき，誠に有り難うございます。

土地家屋調査士法も一部改正され,不動産の表示に関する登記だけではなく,土地の筆界を明らかにする業務の専門家として,不動産に関する権利の明確化に寄与し,もって国民生活の安定と向上に資することが使命として規定されることになりました。

数年前からシンポジウム等を通じて,貴局とは,緊密に連携をさせていただいておりますが,所有者不明土地問題等にも関連して,今後ますます連携をして解決をしていかなければ,土地家屋調査士の使命を達成できなくなると思います。

本日はそういった意味でも有意義な会議としたいと考えておりますので,どうかよろしくお願いします。

(3) 自己紹介　出席者自己紹介（内容省略）

（自己紹介後,局長,次長,総務課長は所要の為,退席。）

2　首席登記官連絡事項　大築首席登記官

(1) 登記申請事件の動向について

当局管内の不動産登記申請事件は，平成３０年は約１７万３０００件，平成２９年は約１７万９０００件と平成２９年と比較して約９６．８％と,若干減少している。しかしながら平成２８年と比べると,ほぼ同じ数字となっている。　平成３１年１月から３月について比較してみますと,若干１％程度の微増という状況である。

(2) 登記完了に要する日数について

登記完了に要する日数については,１０連休などの影響もあり,若干延びていたが,一部の登記所,貴会からご指摘されている登記所を除くと,概ね３日ないし４日以内に処理が完了しているという状況である。

一部,土地の表示に関する登記の処理が滞っている状況については,本局

としても問題意識を持っており，これまで事務応援を行った他,処理計画を策定するように指示をしているところである。

(3) 筆界特定手続について

現在２５名の会員の皆様に筆界調査委員として活躍いただいている。

皆様には，筆界調査委員あるいは申請人代理人として，引き続き支援と協力をお願いする。また，筆界特定制度と「境界問題相談センターみえ」との連携についても今後ともよろしくお願いしたい。

申請件数については,平成２９年は３０申請４５手続という,かなり多数の申請がされていた。平成３０年は5申請２５手続である。

本年は，本日までに6申請１４手続が提出されており,申請数だけを見ると昨年と同程度である。

現在,7申請１４手続,（6現場）が継続中で,そのうち1申請2手続が6箇月経過しているという状況である。

（これについては近々特定予定である。）

(3) 登記所備付地図作成作業

本年度の２年目作業については，津市寿町,港町,津興の一部において実施している。（面積は約０．６７㎢）。

１年目作業（津市津興,下弁財町,藤方の一部（面積０．６９㎢））については，５月２４日に入札の公告を行って5月３１に入札説明会を行った。

開札は6月２７日を予定している。

(4) 表題部所有者不明土地の解消作業について

表題部所有者不明土地の解消作業について,本年５月１７日に表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が成立し,２４日に公布されている。

この法律により表題部所有者不明土地の登記の適切化を図るために,登記官に所有者探索のために必要となる調査権限を付与することと,所有者等探索委員制度を創設することが明記された。

その他,所有者の探索の結果を登記に反映させるための不動産登記法の特例が設けられることとなった。

この法律に基づく所有者の探索については,貴会の会員の皆様にご協力

をいただきたいと考えている。

(5) オンライン登記申請の利用率について

今年５月の不動産登記のオンライン利用率については,津局全体で６９．３％であった。そのうち,権利登記が７１．４％,表示登記は５８．９％であった。

権利と表示を分けて集計をし始めた昨年７月については,表示登記は５０．8%であったので,この１年で８．１ポイント上昇している。

引き続き，オンライン登記申請の利用促進について貴会の会員に皆様に,ご協力をお願いしたい。

(6) オンライン登記申請の利用促進について

当局においては,オンライン申請は,同一受付日の紙申請に優先して処理するという扱いにしている。この辺はオンライン申請のメリットということになると思うので,会員の皆様に伝えていただきたい。

(7) 登記完了の問い合わせについて

電話での登記完了の問い合わせについては,当局の事件処理の妨げになるので,控えていただきたい。　登記完了日は申請窓口に掲示してあり，ホーページにも掲載してある。　オンライン申請ならば，電話による問い合わせの必要がなく,システム上,完了が即時に分かるので,この辺を周知していただきたい。

３　法務局要望事項

(1)　例年,管内の支局・出張所単位で貴会の各支部と法務局との事務打合せ会が開催され,その際,各支部から協議事項や要望事項が提出される。　その内容について,支局・出張所と支部単位で協議するにはなじまないものが含まれ,対応に苦慮する場合があることから,今後は,事前に貴会の本会において内容を精査していただきたい。

法 務 局：法務局としては,現場から本局へ回答案が挙がり,本局の決済がされた後に回答している。　つまり,法務局全体として回答している。　事件に

ついての個別事案は,事務打合せ会ではなく,法調会で協議すべきものも含まれているので,本会のほうで事前に内容を把握して判断していただきたい。

調査士会：調査士会全体として協議すべきものは，支部から本会に協議事項として挙げて欲しい旨を支部長会議に要望する。

(2)　筆界調査委員の更新にかかる任命式について

過去の更新の際には筆界調査委員全員に出席願い,任命式を実施していたが,貴会の了承を得られるならば,任命式を廃止し,新任の筆界特定調査委員に対する説明会のみを実施したいと考える。

調査士会：了解した。

(3)　所有者等探索委員の選任について

本年度からの開始する表題部所有者不明土地の解消作業において,所有者等探索委員を選任する必要があることから,貴会にも適任者の推薦を依頼したい。

調査士会：法律の施行日は決まっていないのか。

法 務 局：７月３日に法務省民事局から名古屋法務局に担当がきて,この件の説明会が予定されている。
これが終わったら,いろいろ説明することが出来ると思う。

調査士会：法調実務の打合せにて協議したい。

(4) 登記申請に関するもの。

① 建物の表題部変更の登記申請の内,附属建物新築のみの登記申請について,既存の建物について図面が提出されているときは,既登記の建物を含めた各階平面図の添付にご協力願いたい。

法 務 局：附属建物新築のみの登記申請の場合，既存の建物について図面が提出されており,提出された各階平面図が新築された附属建物

のみの場合,既存の図面は補記をして,建物図面を閉鎖する等,事務処理が煩雑となる。登記の迅速処理及び図面に関する証明書取得に係る手数料負担の軽減の観点から,既登記の建物を含めた各階平面図の添付にご協力願いたい。

調査士会：強制となると,準則を変える必要があるが,要望であれば,各会員にその旨を伝える。

② 登記申請の迅速な処理のために,申請書に添付する９３条報告書の内容について充実を図っていただきたい。

法 務 局:昨年度の法調会の際にも伝達したとおり,基本三角点等に基づく測量ができない場合,その理由を必ず９３条報告書に記載していただきたい。
境界標の写真について,近景の写真のみでは,何処の写真か判別がつかないため,近景と遠景の写真の添付をお願いしたい。

4　協議事項（調査士会提出）

(1) 登記処理について

調査士会:同じ津地方法務局の管内にもかかわらず,登記完了日数が各法務局によって差がありすぎるように思われる。(四日市支局,鈴鹿出張所の処理が遅い。)
以前は迅速に処理がなされていたにもかかわらず,徐々に遅くなってきているため,管内の処理日数について迅速化をお願いしたい。

法 務 局：今年度,何日か本局から鈴鹿出張所,四日市支局への事務応援を行っている。
また,処理計画を立てるように指示した。
完了予定日までに処理できないものについて連絡がない件については,周知は行っているが徹底されていないようである。

(2) 筆界調査委員の選任について

調査士会：筆界調査委員の本局・支局・出張所ごとの推薦必要人数について，事前に連絡をお願いしたい。

法 務 局：筆界特定申請が地域により偏りが出ている。過去三年分を分析して，各管内の具体的な人数について，９月末までには示して，本会に送付するよう努める。

調査士会：適任者について打合せを行いたい。